

平成27年第4回
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成27年12月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	11番	飯田正憲	君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊雄	君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副	市	長 久須美忍君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	橋 本 正 男 君
総 務 部 長	塩 畑 正 志 君
市 民 生 活 部 長	山 田 千 宏 君
福 祉 部 長	櫻 井 史 晃 君
保 健 衛 生 部 長	友 水 邦 彦 君
産 業 経 済 部 長	山 中 賢 一 君
都 市 建 設 部 長	竹 川 洋 一 君
上 下 水 道 部 長	藤 枝 泰 文 君
市 立 病 院 事 務 局 長	打 越 勝 利 君
教 育 次 長	園 部 孝 男 君
消 防 長	橋 本 泰 享 君
会 計 管 理 者	中 庭 要 一 君
笠 間 支 所 長	大 月 弘 之 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 上 節 子
議 会 事 務 局 次 長	飛 田 信 一
次 長 補 佐	渡 辺 光 司
主 査	若 月 一
主 幹	神 長 利 久

議 事 日 程 第 6 号

平成27年12月15日（火曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第3 請願第27-14号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第4 議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

- 議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第78号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例について
- 議案第81号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
- 議案第82号 笠間市農業委員に関する選考委員会設置条例について
- 議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第85号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）
- 議案第86号 工事請負契約の締結について（友部地区地域交流センター新築工事）
- 議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第88号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第89号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第91号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第92号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第93号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第94号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第5 委員会提出議案第10号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第3 請願第27-14号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第4 議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第76号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
 - 議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 議案第78号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
 - 議案第79号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について
 - 議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例について

- 議案第81号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
- 議案第82号 笠間市農業委員に関する選考委員会設置条例について
- 議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第85号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）
- 議案第86号 工事請負契約の締結について（友部地区地域交流センター新築工事）
- 議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第88号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第89号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第91号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第92号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第93号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第94号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第5 委員会提出議案第10号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さん、おはようございます。ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番蛭澤幸一君、10番野口 圓君を指名いたします。

委員会の閉会中の継続審査について

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

総務産業委員会委員長から、現在委員会において審査中の陳情第27-4号 気象事業の整備拡充を求める意見書提出に係る陳情について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の申し出のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長申し出のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

請願第27-14号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、請願第27-14号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

付託委員会の教育福祉委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を願います。
教育福祉委員会委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長（畑岡洋二君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました請願につきまして、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、12月4日及び10日に委員会を開催し、請願第27-14号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書についての審査を行いました。

審査の過程では、本請願が、これまで国会に提出されている青少年健全育成基本法の制定であるならば、法案の内容に問題を感じるなどの意見が出されましたが、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

なお、本請願に係る意見書については、採択された場合、委員会提出議案とすることに決しました。

以上が、当委員会に付託になりました請願の審査の経過並びに結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

16番横倉きん君。

〔16番 横倉きん君登壇〕

○16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。請願第27-14号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書に反対の立場で討論いたします。

提出されたこの請願は、その理由に、あすの社会を担う青少年の育成は全ての国民の願いであります。しかしながら、今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃が深刻な事態に直面しています。その論理として、頻発する児童、幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、倫理道徳教育を廃止し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されていますと述べています。今日における青少年の荒廃の要因を家庭の崩壊と学校教育の問題に求めようとしています。そうでしょうか。

まず第1に、青少年の荒廃は深刻な事態に直面していますということが妥当な評価かどうかです。個々には深刻な事件は発生していますが、深刻な事態に直面しているという評価が正しいでしょうか。青少年の凶悪事件は、件数としては増加してはいません。むしろ減少しているからです。

また、第2には、家庭の崩壊を挙げていますが、家庭の崩壊の原因には触れずに、保護者の問題に矮小化するような記載も実態を正確に把握したものではありません。

第3に、学校は子どもたちに基礎学力と生きる力をつけるため大きな役割を果たしています。また、市民道徳の育成に向けて教師を中心に日々努力を重ねています。現在の小中学校が役割を果たしてこなかったということがいえるのでしょうか。今日の日本における学校教育では、さまざまな配慮に基づきますが、学校と家庭の連携をとり、生徒本人への指導も家庭任せにするだけではなく、適切なかかわりの中で進めようと努力しています。不十分な面への克服は必要ですが、人格形成の場としての役割を果たしてこなかったというのは、事実と反するだけではなく、学校教育に携わる関係機関と教育関係者に対する冒瀆以外の何物でもありません。

第4には、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に据えた青少年健全育成基本法の制定が必要であると考えると述べています。しかし、家庭の価値に国家が踏み込み干渉することではありません。家庭が基本的な機能を果たすことができるように、諸状況を整えることが国家社会の役割です。この請願書には、上記のような大きな問題が含まれており、問題解決につながらないばかりではなく、問題を複雑化させ解決から遠ざけることになることが懸念されます。このように、提出された請願書は社会の一面的な理解に基づいて事実を誇張し、ゆがめるものとなっています。検証に耐えるものではありません。この点からも請願の採択には反対します。

また、この請願が指している青少年健全育成基本法は、請願提出団体の主張から見て、与党が2004年3月に参議院に提出した法案と見られます。この法案は審議未了廃案となりましたが、2010年の参議院選挙において自民党がマニフェストで制定を公約し、法案の内容はほぼ変わらないものと考えられます。2005年当時の日本弁護士連合会の反対意見を参照して、法案制定への意見書提出に関する請願書への反対意見を申し述べます。

第1に、あるべき基本法の理念は、国家社会の発展のためではなく子どもの権利保障でなければならず、子どもの成長発達権と子どもの最善の利益を基本とする基本法が制定されるべきです。しかし、この法案には含まれません。

第2は、子どもの権利条約の諸原則、子どもの成長発達権、子どもの最善の利益確保の原則、子どもの参加権、意見表明権の保障のほか、一切の差別禁止、市民的権利の保障などの重要原則を基本に基本法に盛り込むべきです。この内容も法案には含まれていません。

第3には、子どもの権利の権利条約の観点から、親などの保護者の責任がまずは子どもに対するものであり、国はこれを保障し、尊重する関係を明らかにする必要があります。この法案には、この点が欠落しています。

以上、三つの点に関して、基本法は致命的な欠陥を有しており、到底賛成することはできません。よって、この請願に対し、重ねて反対を表明します。議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、この意見に、廃案にするよう求め反対討論といたします。

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

請願第27-14号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は採択であります。

請願第27-14号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は採択とすることに決定いた

しました。

-
- 議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第76号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
 - 議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 議案第78号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
 - 議案第79号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について
 - 議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例について
 - 議案第81号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
 - 議案第82号 笠間市農業委員に関する選考委員会設置条例について
 - 議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
 - 議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）
 - 議案第85号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）
 - 議案第86号 工事請負契約の締結について（友部地区地域交流センター新築工事）
 - 議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
 - 議案第88号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第89号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第90号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第91号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第92号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第93号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
 - 議案第94号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（藤枝 浩君） 日程第4、議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてないし議案第94号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）の20件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告願います。

委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員長（飯田正憲君） 総務産業委員会審査結果報告、今期市議会定例会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月4日、執行部より関係部課長などの出席を求め、議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議案第76号 笠間市税条例の一部を改正する条例について、議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例について、議案第81号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、議案第82号 笠間市農業委員に関する選考委員会設置条例について、議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）、議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）、議案第85号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）、議案第86号 工事請負契約の締結について（友部地区地域交流センター新築工事）、議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）、以上10件の各議案の審議を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、外国人に対する取り扱いやセキュリティーに関する質疑がありました。

次に、議案第81号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例については、農地利用最適化推進委員の役割、目的について、議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）については、笠間市農業公社を選定した理由などについて、また、議案第86号 工事請負契約の締結について（友部地区地域交流センター新築工事）では、工事請負金額の落札率について質疑がありました。

次に、議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）秘書課所管分において療養休暇取得者数とその期間、資産経営化所管の工事請負費の減額補正の内容についても質疑がありました。

審査の結果、当委員会に付託になりました議案のうち、議案第76号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第75号、議案第82号、議案第86号については、反対討論がありました。採決の結果、議案第75号、第80号、第81号、第82号及び第86号については、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長(畑岡洋二君) 教育福祉委員会の審査結果及び経過を報告いたします。

今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託された議案につきまして、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、12月4日に、執行部より関係部課長などの出席を求め、当委員会に付託されました議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第78号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について、議案第79号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について、議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算(第4号)、議案第88号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第89号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第90号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)、議案第93号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算(第2号)、以上8件の議案について審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査過程についてご報告申し上げます。

初めに、議案第89号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)では、施設介護サービス給付負担金の減額や高額介護サービス費負担金(高額医療合算介護サービス費交付金)での増額の主な要因についての質疑がありました。

また、次に、議案第90号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)では、一月当たりのケアプラン作成件数について質疑がありました。

審査の結果、当委員会に付託された議案のうち、議案第78号、議案第79号、議案第87号、議案第90号及び議案第93号につきましては、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第88号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第89号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)において反対討論があり、採決の結果、議案第77号、議案第88号及び議案第89号は、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長(藤枝 浩君) 次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長西山 猛君。

〔建設土木委員長 西山 猛君登壇〕

○建設土木委員長(西山 猛君) 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過及び結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、12月7日午前10時から、執行部より関係部課長などの出席を求め、当委員

会に付託になりました議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）ほか議案第91号、議案第92号、議案第94号、以上4件の議案について審査を行いました。

審査の過程と主な質疑、意見等及び審査結果についてご報告を申し上げます。

まず初めに、建設課が所管いたします議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）においては、質疑はありませんでした。

次に、管理課が所管いたします議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）においては、道路橋りょう総務費の道路台帳更新委託料において、合併して10年が経過するが、笠間地区、岩間地区、友部地区、それぞれの路線名が統一されていないので、統一する計画はあるのかとの質疑とともに、幹線道路だけでも路線名の統一は実施すべきであるとの意見が出されました。

次に、都市計画課が所管いたします議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）においては、歳入の土木費国庫補助金1,625万円と歳出の公園改修工事費1,850万円で計200万円の差額が発生している理由及び公園の長寿命化計画予算を確保できなかった理由とともに、年次計画が先送りとなるだけで計画はそのまま進めることができ、5カ年計画で予定されたものは実施されるのかとの質疑がありました。

次に、まちづくり推進課が所管いたします議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）においては、委員より地域おこし協力隊の1名が退任したが新任者はいるのかとの質疑がありました。

次に、水道課が所管いたします議案第94号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）においては、支出において貸倒引当金繰入額が220万円計上されているが、多いのか、少ないのか、横ばいなのか、どのような傾向にあるのかといった質疑とともに、単身赴任、アパート住まいは不納欠損がふえている。アパートの管理会社や不動産会社に水道料金の徴収をお願いすることなど協議をしたことがあるのかとの質疑とともに、水道料金の未納はないのか等の確認を管理会社に依頼することはできないのかとの質疑がありました。

次に、下水道課所管の議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）については、質疑はありませんでした。

同じく下水道課所管の議案第91号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、受益者負担金3,263万円の計上がされているが、岩間地区、友部地区、笠間地区のそれぞれの収入件数について及び受益者負担金の増額の要因は何かといった質疑がありました。

同じく下水道課所管の議案第92号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、特に質疑はありませんでした。

審査の結果、当委員会に付託になりました議案全て原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査経過及び結果であります。議員各位の

ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告となります。

○議長（藤枝 浩君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

3番石井 栄君。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番、日本共産党の石井 栄です。議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例について、反対の立場で討論いたします。

議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例は、定住自立圏形成協定の締結もしくは変更またはこれを廃止する旨の通告は議会の議決すべき事件とするという内容で、公布の日から施行すると記され、提案の理由もそのように記載されております。11月全協で配付された資料では、中心市と周辺市町村が相互に役割を分担し、連携協力して人口定住に必要な生活機能の確保、充実を図り、住民が安全安心に暮らすことができる地域を形成していくものとされています。この動きは、県中央首長懇話会、水戸市、笠間市を初め9市町村で構成が2013年度から調査検討を始め、2015年度中に水戸市を中心市とする定住自立圏の形成協定の締結を目指しています。連携する項目については、構成市町村に共通する課題の中で、保健、医療、福祉の分野や地域公共交通の分野など広域での取り組みがより効果的なものを選定し、連携事業として取り組んでいくとしています。その中には、圏域の職員の合同研修会の開催が見込まれております。水戸市を中心市として水戸市とそれぞれの構成市町村が1対1の関係で連携し、水戸市の中心市の水戸には8,500万円、近隣市町村には1,500万円の包括的財政措置が特別交付税として、そして、地域活性化事業債の充当などの財政支援が予定されております。この連携で次の諸問題が浮上しております。

第1に、笠間市の保健、医療、福祉、地域公共交通などの分野は、笠間市の施設、機能の向上につながるのか。中心市としての水戸市の公共施設に依存する余り、笠間市の施設の整備が抑制されるようになるのではないかと。

第2には、職員の合同研修を行うことにより、水戸市を中心とした行政の一元的な運営、事実上の広域合併につながり、地方自治の本旨に反することになりはしないかと。

第3には、地方自治等による議決案件となっておりますが、議会で議決するのは当然のことです。市町村の広域合併にも匹敵する事件の際には、市民の意見を直接聞くため住民投票も必要になります。しかし、先日の質疑の際には、執行部では住民投票は考えていないと答弁いたしました。条例案で議会での議決事件となれば、住民投票による議決は必要

なしということにもつながっていきます。住民の意見を広く聞き、議会での議決に住民の意思を反映させるようにするという地方自治の本旨にそぐわないことにつながります。

以上の観点から、この議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例については、笠間市の発展、市民福祉の向上につながる必要な根拠が示されていないと判断し、反対の意見を表明いたします。議員の皆様におかれましては、趣旨にご賛同をいただき、議案に反対されるよう呼びかけまして、私の反対討論といたします。

続きまして、議案第86号 工事請負契約の締結について反対の立場で討論いたします。

一つ、友部地区地域交流センター新築工事の入札については、条件つき一般競争入札として6JVが参加して行われ、第1回入札では決まらず、10月30日に行われた第2回入札で落札いたしました。しかし、2回目の入札では、6JVのうち5JVが辞退し、残った1JVが落札し、さらに、その落札率は99.31%という不自然なものになりました。この事態に対して経過としては、11月18日、日本共産党市議団は連名で市長への要請書を提出して質問し、11月25日に回答を受理しました。また、11月20日には議会全員協議会が開催され、席上、この依頼が取り上げられ質疑応答が行われました。この中で、談合の事実は確認されませんでしたとの回答を得ました。

これらを踏まえて12月3日の議会質疑、12月4日の委員会審議等において、第1に、この入札に先立、市は談合疑惑に関する調査を行ったかどうか。調査を行った理由、契機は何か。第2に、個別JVに対して聞き取り調査をしたが、どのように調査を行ったか。調査対象事業への調査は適切だったのか。第3に、下請業者一覧表、内訳表の提出は求めたのか、提出されたのか。第4に、疑惑が指摘された以上、そのままの6JVで入札を行うということではなく、1JV以上を加えて入札を行うという方法もあったのではないか。なぜそのままで行ったのかなどの議論を提示し、質問いたしました。しかし、第2から第4の疑問に対する回答は納得いくものではなく、また、談合疑惑を解消できるものではありませんでした。

市民要望の強い友部市民交流センターの建設促進は当然のことですが、上記の理由により、この議案第86号 工事請負契約の締結、これに関しては反対の意見を表明いたします。議員の皆様におかれましては、反対意見に賛同されますようお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 笠間市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第82号 笠間市農業委員に関する選考委員会設置条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 指定管理者の指定について（北山公園）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 工事請負契約の締結について（友部地区地域交流センター新築工事）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数でございます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第90号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決

されました。

日程追加

○議長（藤枝 浩君）　　ここでお諮りいたします。

教育福祉委員会委員長から議案が提出されております。

この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君）　　ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで議案配付のため暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時49分再開

○議長（藤枝 浩君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案第10号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書

○議長（藤枝 浩君）　　日程第5、委員会提出議案第10号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

教育福祉委員会委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長（畑岡洋二君）　　委員会提出議案第10号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

我が国の相次ぐ少年の凶悪事件などに見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。これらの問題に対して、各都道府県の青少年健全育成条例が対処し、一定の効果は上げてきていましたが、インターネット通信が都道府県をまたいでいること、規定が都道府県で異なることなど、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者、そして、保護者などの責務を明らかにする包括的、体系的な法整備であります。特に健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に据えた青少年健全育成基本法の制定が必要であると考え、地方自治法第99条の規定により、国会、政府に対し意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、教育福祉委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願い申し上げて、説明といたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

委員会提出議案第10号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議を全て議了いたしました。

これにて平成27年第4回市議会定例会を閉会といたします。

午前10時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 蛭 澤 幸 一

署 名 議 員 野 口 圓